

○松山広域福祉施設事務組合個人番号カードの利用に関する
条例施行規則

制 定 令和7年3月17日規則第2号

松山広域福祉施設事務組合個人番号カードの利用に関する条例（令和7年条例第2号）の規則で定める事務は、本組合職員の出勤及び退勤の管理に係る事務とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。